

前払金保証に関する

TOPICS

2022年4月

電子
保証

2022年5月から電子保証の運用開始

2022年5月から**前払金保証・契約保証証書の電子化（電子保証）**を国交省案件より開始します。

これに伴い、公共工事標準請負契約約款及び当社の保証約款が4月1日付で改正となりました。

p. 1 ~ 3 へ



中間
前払

茨城県が中間前払金認定請求ツールを開発

茨城県は、2022年1月に**中間前払金の認定請求書を簡単に作成できるツールを開発**しました。

中間前金払制度の手続き簡素化・迅速化については、総務省・国土交通省による通知『公共工事の円滑な施工確保について』においても明記されています。

p. 4 ~ 5 へ

コン
サル

建設コンサルタント業務の前金払制度の導入拡大

2022年4月1日より**筑西市、神栖市、河内町**の3市町が**建設コンサルタント業務へ前金払制度を導入**しました。

p. 6 ~ 8 へ



東日本建設業保証株式会社

茨城支店

〒310-0062

茨城県水戸市大町3丁目1番22号茨城県建設センター6F

TEL: 029-221-3800

●前払金保証・契約保証証書の電子化（電子保証）の概要

1. 現状

保証の種類	提出期限
契約保証予約 (入札ボンズ)	入札書提出まで
契約保証 (履行保証)	落札後契約締結まで
前払金保証	前払金請求まで

現在、各種保証に関する保証証書は、書面として発行し、受注者より発注者に提出されています。

今回電子化対象となる部分

2. これまでの経緯と今後のスケジュール

- ▶ 2020年2月 デジタル改革関連法案を閣議決定・国会提出
- ▶ 2021年5月 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律公布
- ▶ 2021年9月 デジタル庁発足
- ▶ 2021年10月 中央建設業審議会において、保証証券・証書の電子化について頭出し
- ▶ 2022年4月 公共工事標準請負契約約款改正（中央建設業審議会）
当社前払金保証約款 一部変更（保証証書の電子化）
- ▶ 2022年5月 **保証確認サービス「D-Sure（ディーシュア）」運用開始**
→ 当初は、国土交通省発注案件のみ対応予定
※ 他省庁、自治体等については、システムの安定稼働が確認された以降に対応予定。

3. 保証証書電子化によるメリット

保証証書の電子化により、各関係者には以下のようなメリットがあります。

【手続きにおけるメリット】

- ・受注者から発注者へ保証証書を郵送又は持参する必要がなくなります。
- ・受注者は、保証証書の内容を速やかに確認することができます。

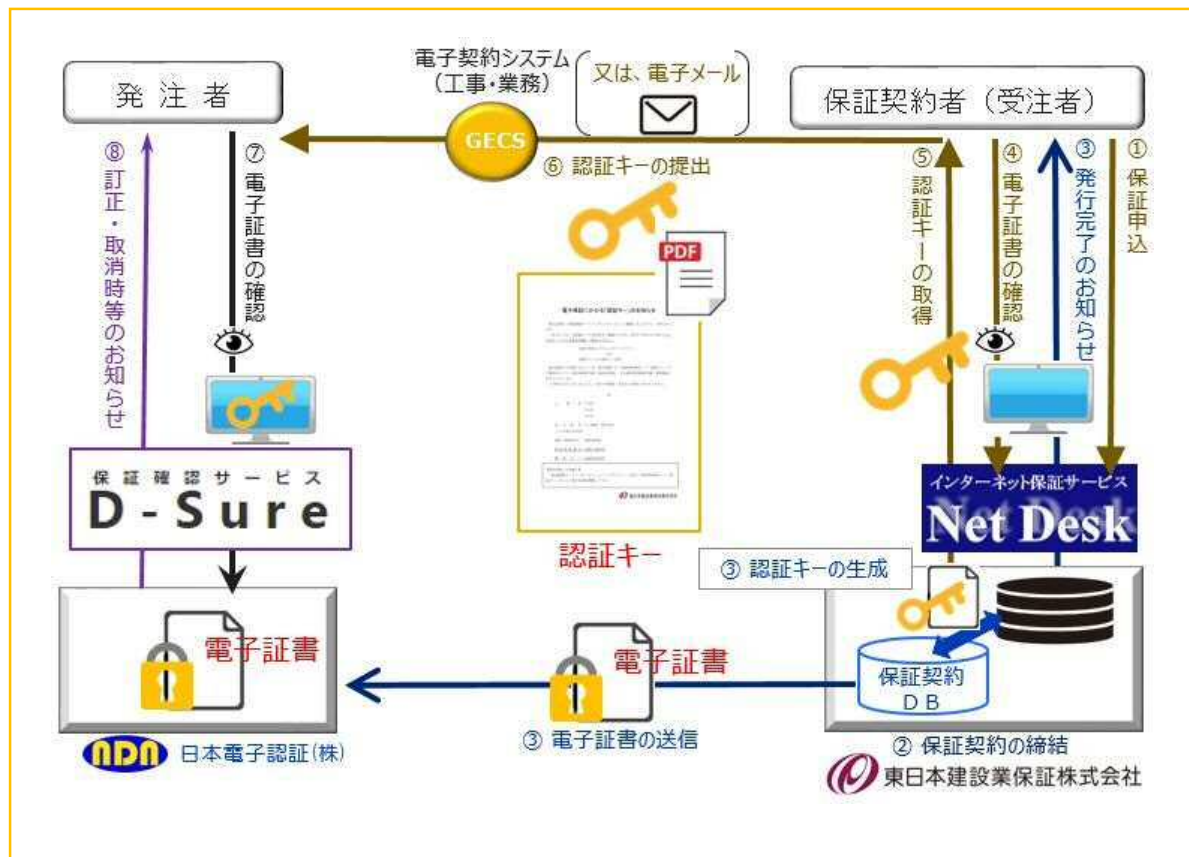
【管理におけるメリット】

- ・次ページの通り、電子化された保証証書は「D-Sure」に保管されるため、発注者で保管する必要がなくなります。
- ・受注者は、保証事業会社のシステム内で保証契約の内容を随時確認することができます。

【費用におけるメリット】

- ・「D-Sure」を利用する場合、受注者、発注者の双方に追加費用は発生しません。

4. 保証証書電子化の全体スキーム



- ① 保証契約者がNet Deskを通じて保証申込データを送信
- ② 当社が保証契約データを作成(保証契約の締結)
- ③ 当社が保証契約者へ発行完了のお知らせメールを送信、電子証書をD-Sureに送信
- ④ 保証契約者がNet Deskを通じて電子証書を確認
- ⑤ 保証契約者がNet Deskを通じて認証キーを取得 (PDFファイルをダウンロード)
- ⑥ 保証契約者が電子契約システム (GECS) を通じて、認証キーを発注者に提出 (国土交通省の場合)
- ⑦ 発注者が⑥の認証キーによりD-Sureで電子証書を確認
- ⑧ 保証契約を訂正したり取り消したりした場合、D-Sureから発注者にお知らせメールを送信

5. 保証証書電子化に関する留意点 (発注者)

- 保証証書の電子化を導入する場合は、発注者側には契約約款、会計規則などの改正が必要です。
- 電子入札・電子契約システムが未導入であっても、インターネット環境が利用できれば、保証証書電子化は可能です。

- 電子保証に対応するため、2022年4月1日付で公共工事標準約款及び当社の保証約款が改正されました。

1. 「電子保証」に係る標準約款改正のポイント

標準約款では、受注者が履行保証保険契約を締結したとき及び前払金保証契約を締結し前払金を請求するときは、保険証券・保証証書を発注者に「寄託」することとされています。「寄託」は民法上の概念であり、「有体物」（この場合、書面）を対象にしています。

今回の改正は、前払金保証等の電子化に対応するため、一定の電磁的措置を講じた場合に「寄託」したものとみなす、という看做し規定を追加するものです。

【「寄託」しなければならない「物」】	【改正の内容】
第4条（契約の保証）第1項第5号 〔履行保証保険証券〕 【※】	第4条第2項（新設） 発注者が認めた電磁的方法に限り、保険証券を「寄託」したものとみなす
第35条（前金払及び中間前金払）第1項 〔保証事業会社の保証証書〕	第35条第2項（新設） 発注者が認めた電磁的方法に限り、保証証書を「寄託」したものとみなす

※ 当社契約保証は、標準約款上、「寄託」の制限を受けません（改正なく「電子保証」に対応できます）。

▶ 「発注者が認めた・・・」とは、

容易にデータ改ざんされるような脆弱な仕組みではなく、高度なセキュリティ対策が講じられたシステム・サービスを、公共発注者が選択することを期待しています。

2. 「電子保証」に係る保証約款変更のポイント

保証約款には、従来、書面による交付しか手段がなかったため、「保証証書の交付」にかかる規定はありませんでした。今般、「電子保証」を導入するにあたり、保証証書（書面）と電子証書が併存することから、それぞれの交付の仕方について書き分けすることとしました。

なお、保証証書の交付が書面でも、電子交付でも、当社の保証債務・責任に変更はありません。

変更ポイント①

受注者に対する「保証証書の交付」について、保証契約に関する責任を証する書面として交付することを明記しました（第1条の2）

変更ポイント②

「保証証書の交付」（書面）の特例として、電磁的方法を許容する条項「保証証書の交付における情報通信の技術を利用する方法」を新たに追加しました（特則の4第2条）【※】

※ 特則の4第1条は、デジタル社会の形成を図る関係法令の改正に伴い、保証金請求や各種通知の電磁的方法を許容する特則として、令和3年10月に新設しました。

▶ 保証金請求時の保証証書の添付について

「電子保証」の場合は、請負者の倒産等により、当社に対して保証金請求を行う際の保証証書の添付は不要です。（本則第11条、特則の2第4条、特則の4第2条第3項及び第4項）。

茨城県が中間前払金認定請求ツールを開発

- 中間前払金制度の手続きの簡素化・迅速化への対応として、茨城県では認定請求書作成ツールを作成、2022年1月以降同県ホームページに掲載されています。
当社茨城支店も作成に協力しました。
- 2022年1月に同ツールが茨城県のホームページに掲載されて以降、茨城県の中間前払金保証件数が増加しています。

☆茨城県発注工事における中間前払金保証件数（2月～3月）

2020年度：26件 → 2021年度：49件

中間前払金保証に関するお知らせ

➤ 県が中間前払金の認定請求書を簡単に作成できるツールを開発

県は、中間前払金制度の利用促進による建設企業の資金調達の円滑化を図るため、**中間前払金の認定請求書が簡単に作成できるツールを開発**しました。

URL <https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/kasseika/chukankaekin.html>

茨城県 中間前払金

检索

クリック！

➤ ツールのメリット

◆ 入力項目の大幅な削減！

中間前金払認定請求書と工事履行報告書をリンク付けたことにより、入力内容が重複している項目に改めて同じ内容を入力する必要はありません。

◆ 構成比や出来高金額の手計算不要！

あらかじめ入力されている計算式により、各工種の設計金額および進捗率を入力するだけで構成比や出来高金額が自動計算されます。

◆ 記載内容のチェックが簡素化！

構成比や出来高金額を算定するために参照している数値が工事履行報告書に入力されていることから、記載内容のチェックが迅速化され認定調書の早期発行が期待されます。

➤ ツールのイメージ

＜中間前金払認定請求書＞

新記録式第1号	氏名	(携帯電話 例)090-XXXX-XXXX
本件担当者	●●●●	XXXX-XXXX-XXXX
請求担当者	氏名	(携帯電話 例)XXXX-XXXX-XXXX
	□□□□	XXXX-XXXX-XXXX

中間前金払認定請求書

認定終了日 2021年12月1日

入力箇所を水色の背景色で表示

<工事履行報告書>

附記式第2号	平月凡日書	西曆 ●●●●	1號月1號 XXXX-XX-XXXX
	請求対象者	西曆 □□□□	1號月1號 XXXX-XX-XXXX

工事履行報告書（中間前金払用）

記載年月日 2021年12月1日

リンク付け

入力内容が重複している箇所を自動で反映！

構成比を自動計算！

[illegible]

自動計算！

具体的な手続きやご不明点などはお気軽にお問い合わせください。

東日本建設業保証株式会社 茨城支店 TEL：029-221-3800

- 総務省・国土交通省による各都道府県・指定都市宛通知『公共工事の円滑な施工確保について』では、中間前払金制度の手続きの簡素化・迅速化に努めるよう明記されています。

『公共工事の円滑な施工確保について』（令和3年12月21日）

（総務省自治行政局長及び国土交通省不動産・建設経済局長から各都道府県知事、各都道府県議会議長、各指定都市市長及び各指定都市議会議長宛）

8. 建設業者の資金調達の円滑化のための取組について

建設企業が公共工事を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）を適切に実施することが重要であることから、未導入の団体については早急にその導入を図り、導入済の団体についても支払限度額を見直すとともに、地方自治法施行令等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うほか、**中間前金払制度の手続きの簡素化・迅速化など、前金払の迅速かつ円滑な実施に努める**こと。

また、地域建設業経営強化融資制度について、引き続き積極的な活用に努めるとともに、本制度の趣旨を踏まえ、債権譲渡の迅速な運用に努めること。

9. 就労環境の改善について

（～略～）前払金・中間前払金の活用、適正な工期の設定や柔軟な設計変更などにより建設労働者の就労環境の改善に努めること。

11. 公共工事に関する調査及び設計の円滑な実施について

災害時をはじめとして、公共工事の円滑な施工確保のためには、公共工事に関する測量、地質その他の調査及び設計の円滑な実施が重要な役割を果たすものであることから、調査及び設計の発注に当たっては、公共工事と同様に、（～略～）資金調達の円滑化のための取組、技術者等の就労環境の改善等に努めること。



建設コンサルタント業務の前金払制度の導入拡大

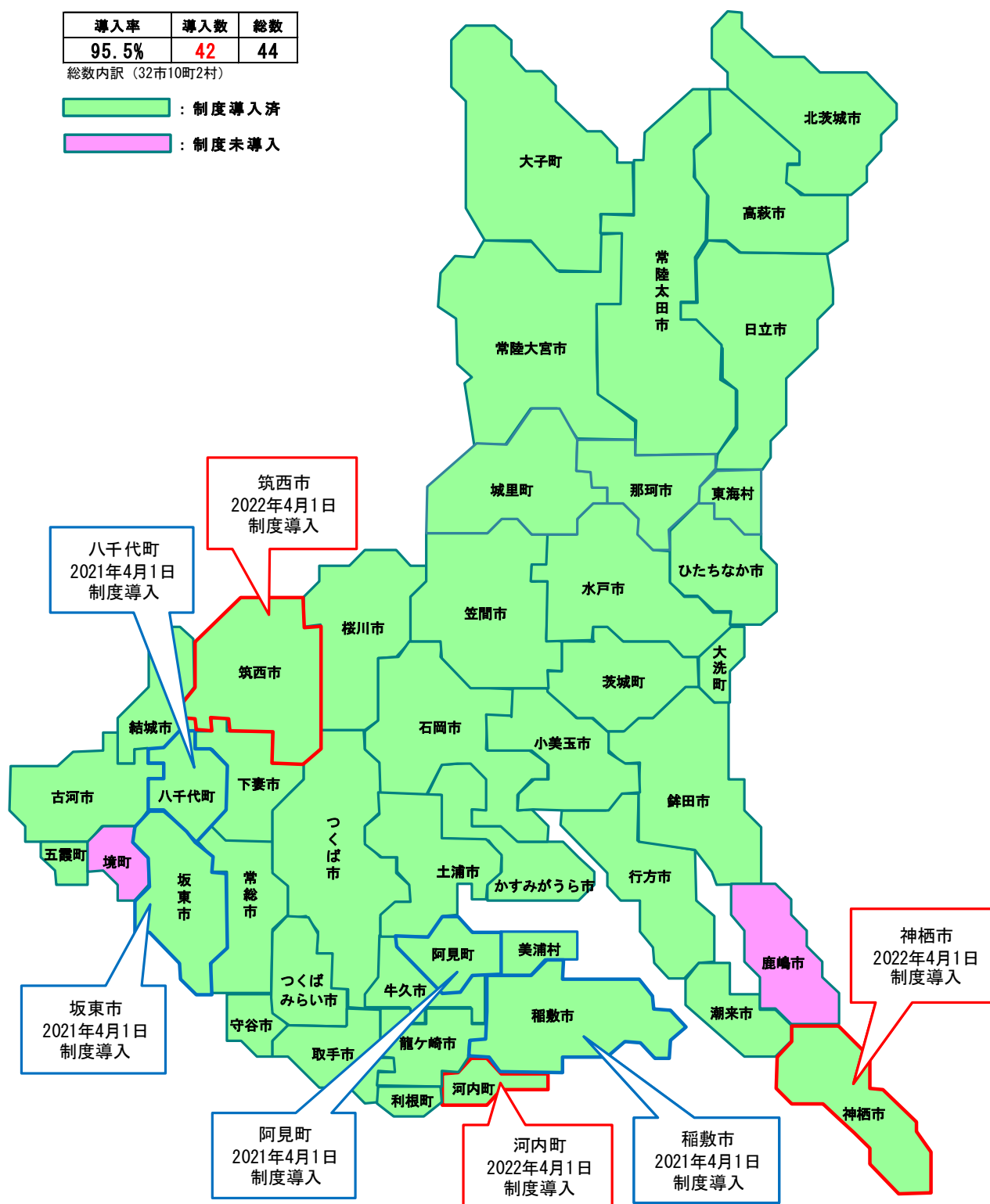
●茨城県内における建設コンサルタント業務（調査・測量・設計）への前金払制度導入状況

導入率	導入数	総数
95.5%	42	44

総数内訳（32市10町2村）

■：制度導入済

■：制度未導入



2022年4月1日現在 茨城支店調べ

●参考：茨城県及び県内市町村の前払金支出基準

(2022年4月1日現在 当社調べ)

発注者	項目	工事		業務委託 (設計、調査、測量)	
		前払金		中間前払金	
		対象金額	率	対象金額	率
茨城県		50万円以上	40%	500万円以上	50万円以上 30%
水戸市		130万円以上	40%	500万円以上	130万円以上 30%
日立市		130万円以上	40%	500万円以上	130万円以上 30%
土浦市		500万円以上	40%	500万円以上	500万円以上 30%
古河市		500万円以上	40%	500万円以上	500万円以上 30%
石岡市		500万円以上	40%	500万円以上	500万円以上 30%
結城市		500万円以上	40%	500万円以上	500万円以上 30%
龍ヶ崎市		500万円以上	40%	500万円以上	500万円以上 30%
下妻市		500万円以上	40%	500万円以上	500万円以上 30%
常総市		500万円以上	40%	500万円以上	500万円以上 30%
常陸太田市		50万円以上	40%	500万円以上	500万円以上 30%
高萩市		500万円以上	40%	500万円以上	200万円以上 30%
北茨城市		50万円以上	40%	500万円以上	50万円以上 30%
笠間市		500万円以上	40%	500万円以上	500万円以上 30%
取手市		300万円以上	40%	500万円以上	500万円以上 30%
牛久市		500万円以上	40%	500万円以上	500万円以上 30%
つくば市		500万円以上	40%	500万円以上	500万円以上 30%
ひたちなか市		500万円以上	40%	500万円以上	500万円以上 30%
鹿嶋市		500万円以上	40%	500万円以上	未導入
潮来市		500万円以上	40%	500万円以上	500万円以上 30%
守谷市		500万円以上	40%	500万円以上	500万円以上 30%
常陸大宮市		500万円以上	40%	500万円以上	200万円以上 30%
那珂市		500万円以上	40%	500万円以上	500万円以上 30%

(2022年4月1日現在 当社調べ)

発注者	項目	工事		業務委託 (設計、調査、測量)	
		前払金		中間前払金	
		適用金額	率	適用金額	率
坂東市		500万円以上	40%	500万円以上	30%
稲敷市		500万円以上	40%	500万円以上	30%
筑西市		500万円以上	40%	500万円以上	30%
かすみがうら市		500万円以上	40%	500万円以上	30%
神栖市		500万円以上	40%	500万円以上	30%
行方市		500万円以上	40%	500万円以上	30%
桜川市		500万円以上	40%	500万円以上	30%
鉾田市		500万円以上	40%	500万円以上	30%
つくばみらい市		500万円以上	40%	500万円以上	30%
小美玉市		500万円以上	40%	500万円以上	30%
茨城町		500万円以上	40%	500万円以上	30%
大洗町		500万円以上	40%	500万円以上	30%
大子町		100万円以上	40%	500万円以上	30%
阿見町		500万円以上	40%	500万円以上	30%
境町		500万円以上	40%	500万円以上	未導入
利根町		130万円以上	40%	500万円以上	50万円以上 30%
八千代町		500万円以上	40%	500万円以上	500万円以上 30%
河内町		500万円以上	40%	500万円以上	500万円以上 30%
五霞町		500万円以上	40%	500万円以上	500万円以上 30%
城里町		500万円以上	40%	500万円以上	500万円以上 30%
東海村		300万円以上	40%	300万円以上	300万円以上 30%
美浦村		500万円以上	40%	500万円以上	500万円以上 30%

すべて無料！

東日本建設業保証株式会社 茨城支店 宛

当社刊行物のご紹介兼申込書（FAX：0120-027-306）

当社が刊行している小冊子をご紹介します。ご希望の方は、該当する小冊子の□にレ点および必要部数をご記入いただき、FAXにて当社茨城支店まで本紙をご返信ください。

なお、当社ホームページ (<https://www.ejcs.co.jp/>) にて、すべての小冊子のタイトルと概要をご案内しております。

■マンガでわかるシリーズ


☐

_____部


☐

_____部


☐

_____部


☐

_____部


☐

_____部

■その他小冊子


☐

_____部


☐

_____部


☐

_____部


☐

_____部

New!

＜お届け先＞

会社名			
所在地	〒		
送付先	※上記住所と異なる貴社支店、営業所への送付を希望される場合のみご記入ください。 〒		
所属部署		担当者名	
電話番号			

東日本建設業保証株式会社 茨城支店

TEL:029-221-3800 FAX:0120-027-306